

(まちづくりの基本理念)

杉戸町

第4条 町民及び町は、町民がまちづくりの主役であることを認識し、それぞれの役割及び責務を果たし、共に協力して自治の実現を図るものとする。

2 町民及び町は、自治の実現において、個人の尊厳及び自由を尊重するとともに、法令及びこの条例等の規定を遵守しなければならない。

3 町は、町民の意思を町政に反映するよう努めるとともに、公正かつ公平で開かれたまちづくりを推進するものとする。

(まちづくりの基本原則)

杉戸町

第5条 町民及び町は、次に掲げる基本原則により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 町政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 町民の参加により、町政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 協働して町政運営及び地域の課題の解決に当たること。

(まちづくりの基本理念)

龍ヶ崎市

第4条 市民，議会及び執行機関は，市民福祉の向上を図るため，それぞれの役割と責務を果たし，協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 前項の協働によるまちづくりは，次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

- (1) 市政に関する情報を相互に共有すること。
- (2) 市民の参加を基本に市政運営が行われること。
- (3) お互いに理解を深め，信頼関係を構築すること。

(事業者の役割)

余市町

第7条 事業者は、地域社会の一員として、その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。

2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

(こどものまちづくりへの参加)

第7条 市民，議会及び執行機関は，将来のまちづくりの担い手である子どもを社会の一員として尊重し，それぞれの年齢に応じて，まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。

(子育て及び教育の推進)

余市町

第19条 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。

2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めます。

3 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と子育ての推進に努めます。

4 学校等は、保護者、地域とともに子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めます。

5 町は、子育て及び教育に関し必要な政策を実施するものとします。

（健康の増進及び福祉の向上）

第22条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を相互理解と協力の中で推進するため、地域社会における連帯意識を深めるよう努めます。

（保健，医療及び福祉の連携）

第23条 町は、保健、医療及び福祉に関する機関、団体等との連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けられるよう努めるとともに、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりを進めます。

(産業振興と職場づくり)

余市町

第24条 町民及び町は、豊かな自然や温暖な気候による特色ある風土を活かした産業の振興を図るとともに、働く場の確保及び移住の受入れ促進に努めます。

2 町民及び町は、次代の人たちが魅力を感じ、誇りを持てる職場づくりに努めます。

(最上位計画に基づく市政運営)

龍ヶ崎市

第23条 市長は、議会の議決を経て、市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画(以下「最上位の計画」という。)を財政見通しを踏まえた上で定めるものとし、最上位の計画に基づくまちづくりを推進するものとする。

2 市長は、最上位の計画について、進捗状況の管理を行うとともに、当該進捗状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(財政運営)

龍ヶ崎市

第25条 市長は、柔軟で持続可能な財政構造を構築するため、財政運営の基本方針を定め、健全な財政運営を推進しなければならない。

2 市長は、最上位の計画を踏まえて予算を編成し、執行しなければならない。

3 市長は、財政状況について、市民と情報を共有し、分かりやすく公表することにより、その説明責任の向上に努めなければならない。

（行政評価）

東海村

第19条 村の執行機関は，効率的かつ効果的に村政運営を推進するため，常に村政運営の目標と成果を明らかにするとともに，その達成度を検証し，事業の効果的な選択及び質の向上並びに財源や人員の効率的活用を図ります。

（説明責任）

龍ヶ崎市

第28条 執行機関は，政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(危機管理)

龍ヶ崎市

第30条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を実施し、危機管理体制を整備しなければならない。

2 市長は、市民及び関係機関との連携及び協力を図り、災害等に備えなければならない。

3 市民は、平常時から自己の安全確保に努めるとともに、地域の安全の確保のため相互に協力して災害等に備えるものとする。

(国， 県及び他の地方公共団体との連携及び協力)

杉戸町

第31条 町は、町民サービスの向上、共通する課題の解決及び町政運営の効率化を図るため、国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力を努めなければならない。

(条例の検討及び見直し)

第36条 議会及び執行機関は，社会経済情勢等の変化を勘案し，必要に応じ，この条例の内容について検討を加え，必要な見直しを行うものとする。

(自治基本条例推進委員会の設置)

東海村

第31条 村長は、この条例の実効性を確保するため、自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定めます。

★東海村自治基本条例推進委員会規則

東海村

(趣旨)

第1条 東海村自治基本条例(平成24年東海村条例第13号。以下「条例」という。)第31条第2項の規定に基づき、東海村自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

- (1) 条例の実効性を確保するための連絡調整に関すること。
- (2) 条例の運用状況の検証に関すること。
- (3) 条例の見直しに関すること。
- (4) その他条例の推進に関し必要な事項に関すること。